■昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成23年1月15日発行第409号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

1
2011

No.409

霧降高原・六方沢周辺（日光市）

Index

1 新年のあいさつ
4 年男年女のみなさん
6 業務特集 初めての国際業務
9 栃木県行政書士会カレンダー（2月）
10 日行連だより
11 業務連絡
15 おじゃましま～す！
16 支局かわら版（那須）
17 支局情報（小山・足利・宇都宮）
18 木もれび
19 アドちゃんの談話室
20 事務局からのお知らせ
21 第3回理事会開催
23 平成23年度役員改選について
24 研修会のお知らせ
26 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会　会長　住吉 和夫

第３の潮流

新年明けましておめでとう御座います。

正月は地球が公転一回りする物理的な動きでありその時点で皆さんと共に行政書士であったことにお祝いを申し上げるものですが、最近の国内情勢を見るとき複雑な想いが頭の中をよぎります。

今行政書士は業務に大きな変化を迎えようとしております。昭和２６年に行政書士法が施行された時代は代書の時代でした。当時の行政書士は行政庁の建物内等に机を置いて、戸籍届け等の書類を作成しておりました。

太平洋戦争終結により農地改革が行われ、農地法が施行されてから行政書士に許可申請業務が発生して参りました。その後車庫法、建設業法、都市計画法、風営法、産業廃棄物等の法律が制定され、行政書士業務は許認可申請代理を行う現在の行政書士業の形態が確立して参りました。

日本の国際化は行政書士業務にも反映し、入管業務を行政書士の業務にすることが出来ました。入管業務取り扱いから行政書士の存在に変化が表れて参りました。当初法務省は行政書士に入管業務は馴染まないとの見解でしたが、再三の折衝の結果、「特別研修を行った行政書士に限り認める」事となりました。

今後は成年後見支援、ＡＤＲ業務に見られるように、「専門業務特別研修と考査」の制度が発生して参ります。

行政書士第３の潮流は、業務が専門化し、より高度な知識の提供者になって参ります。行政書士会に世話になって業務を研究するだけでは事務所は経営出来ません。

年頭に当たり将来の行政書士像を予測し、今の日本が求めている国家づくりに貢献できる行政書士になるよう期待を致します。

平成２３年　新年知事あいさつ

栃木県行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。

私は、知事就任以来、誰もが豊かさを実感できる"とちぎ"を創り上げるため、対話と協調による県民中心、市町村重視の県政を基本として、各種施策を積極的に推進して参りました。

昨年は、厳しい財政状況の中、自律的な行財政基盤の確立に向けた「とちぎ未来開拓プログラム」の実質的な初年度として、その着実な実行を図りながら、当面の最重要課題である「経済・雇用対策」に全庁を挙げて取り組んで参りました。また、最終年度となる栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」に掲げた目標の達成に向け、こども医療費助成対象の拡大、保育所の整備促進など子育てしやすい環境づくりや、１月に導入した「ドクターヘリ」の効果的な活用、医師確保対策の充実など地域医療体制の強化を通じ、「安心な地域社会の実現」に努めたほか、「とちぎ環境立県戦略」に基づくレジ袋削減運動の展開など「地球と人にやさしい"エコとちぎ"づくり」や、多彩な地域資源を活かした「とちぎ食の回廊づくり」の推進など「ブランドに着目した誇り輝く"とちぎ"づくり」等に全力を傾注してきたところであります。

一方、少子高齢化の進行と人口減少の本格化、経済のグローバル化や高度情報化の進展、さらには、地球環境問題の深刻化など、私たちは今、時代の大きな変化のただ中にいます。加えて、円高の進行など経済情勢の急激な変動や地方分権改革をめぐる動きなど、県政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

県では、こうした時代の潮流や社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、目指すべき将来像を実現するため、現在、新しい５か年間計画である栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン（仮称）」の策定を進めており、本年は、このプランのもと、新たなスタートをきることになります。新しいプランでは、「とちぎ元気プラン」の成果を継承するとともに、限られた行財政資源を有効に活用するため、選択と集中による施策の重点化を図り、政策の基本に「人づくり」を据えながら、「暮らしを支える安心戦略」「明日を拓く成長戦略」「未来につなぐ環境戦略」の３つの重点戦略を展開して参ります。そして、多様な主体による協働をさらに前進させる「地域をともに創る」という考え方に立ち、県民の皆様と手を携え、「人の元気」や「産業の元気」、「元気な自然」や「元気な地域」にあふれる、「安心 成長 環境をともにつくる、元気度日本一　栃木県」を目指して参ります。

平成２３年は、北関東自動車道がいよいよ全線開通を迎える年でもあります。近隣県となお一層連携・協力しながら、真の「有名有力県」に向け、私自らも、本県の多彩な魅力を県の内外に積極的に発信して参りますので、栃木県行政書士会の皆様のより一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

平成２３年１月

栃木県知事　福田富一

新春のごあいさつ　　栃木県議会議長　野田尚吾

新年おめでとうございます。

私は、昨年三月に議長就任以来、厳正・中立を旨とし、円滑な議会運営に全力で取り組み、「政策は現場を見なければ分からない」という信念のもと、さまざまな活動の場に足を運ばせていただきました。

地方分権が進められている今日、県議会がその役割を十分に発揮するためには、県民の皆様と県政情報を共有することが、必要不可欠であります。　県政運営に当たっては、すべての県民の能力・知識・技術を総動員することが、困難な時局に対応する最も優れた方法です。行政書士の皆様をはじめとする専門職能には、特に期待されます。

年頭に当たり、栃木県行政書士会のますますの御発展と、皆様方の御健勝・御多幸を御祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

新春のごあいさつ　　栃木県市議会議長会長（那須塩原市議会議長）君島一郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。希望に満ち溢れた新年を迎え、会員の皆様には、健やかにお過ごしのことと存じます。

さて、近年の社会形態の多様化により、行政書士の皆様の業務は多岐に渡り、今まで以上に幅広い活動が求められてきていると存じます。

国内外ともに大きな変革の時期を迎え、予測のできない事項が次々に起きる中、会員の皆様の果たす役割は一層重要なものとなってきているのではないでしょうか。

どうか、皆様におかれましては、身近な相談員として、また行政手続きのスペシャリストとして、今後ともご活躍いただきたいと存じます。

結びに、平成２３年の干支「卯」にちなみ、新しい年が、皆様にとって飛躍の年になりますようご祈念申し上げ、新春のごあいさつとさせていただきます。

平成２３年「新年の抱負」　　宇都宮市長　佐藤栄一

明けましておめでとうございます。

昨年は、長引く景気低迷や厳しい雇用情勢などの暗い出来事が多く、安心して生活できること、社会や人がつながることの大切さなどを改めて実感いたしました。

私は、こうした「つながり」を大切に、「持続可能な都市」「愉快なまち宇都宮」の実現を目指し、本市に明るさと賑わい、活気を取り戻してまいりたいと考えております。

こうしたことから、本年は、引き続き第５次総合計画の「幸せ力」「ブランド力」「底力」アップの３つのまちづくり戦略を基本に、現下の重点課題を踏まえ、特に「中心市街地活性化」「子育て支援」「産業振興」に優先的に取り組んでまいります。

昨年大成功を収めた中心市街地での自転車周回レース「クリテリウム」は、地元関係者などの理解、協力の下、長年の夢が叶った瞬間であり、私たちに感動、誇り、自信を与えてくれました。行政を取り巻く状況は大変厳しいですが、こうした誇りや自信を胸に、皆様とともに、人と人がつながり、活気にあふれたまちづくりを実現してまいります。

新春のごあいさつ　　栃木県町村会長　古口達也

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、ここ数年来の経済情勢の悪化によるリストラ、雇用不安は深刻な問題となっております。私たち町村にとりまして、少子高齢化、雇用対策、農業問題など難問が山積しておりますが、各町村がそれぞれの特色を生かしたまちづくりと、そこに住んでいるすべての人たちが希望を持って、幸せな生活が送れるよう取り組んでまいります。今後とも行政へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

行政書士会におかれましては、成年後見、相続、遺言など、住民と行政のパイプ役として一層の社会貢献が期待されております。

新たな年を迎え、栃木県行政書士会のますますの発展と会員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

新年によせて

（宇都宮支部　澤田常男）

あけましておめでとうございます。

今年７度目の年男を元気に迎えることができたのも会員諸兄のお陰と感謝申し上げます。

旧年は、政治も、経済も更には外交問題も加えて気象現象までも誠に不安定となり、極めて深刻な状況の中で年明けとなり先行きが大変心配されております。

今年の干支の兎についての言い伝えの中に「兎の登坂」という言葉がある。これは、「兎が巧みに坂を登ることから最も得意とする場所で力を振うこと」のたとえのように、今年こそは景気の坂を右肩上がりにピョン、ピョンと跳ね上がり景気を回復し、平和で幸せな世の中になることを期待し、自らも健康に留意し、総てに飛躍したいと思っております。

ソナタ曲に例えて

（足利支部　須永幸道）

私の好きな曲にチャイコフスキー作曲交響曲第６番「悲愴」がある。副題の付け方については諸説あり、{悲壮} とは違い少し分かりづらいものだが、チャイコフスキーの最後の曲として悲劇的な曲としてとられることもある。

曲については「悲愴」の名のとおり悲しさを表現していると言われているが、情熱的でもあり、変則的なワルツやマーチも楽しめソナタ形式ならでは聴き応えがある。

誰でも過去を振り返ると悲しみや喜びに出会う。対照的な二つの主題は人の経験と重なり、時を越えてそれぞれの感動につながるにちがいない。人生をソナタ的楽章ととらえるなら、私の新年にはどんな主題の提示や展開がまっているのか、６０歳を目前にして不安でもあり楽しみでもある。

（栃木支部　谷田貝純江）

大過なく〇回目の年女を迎えることができました。

「卯」の文字は、左右に開いた門の象形で万物が冬の門からとび出すという説があります。陰暦２月の意味を表すといいます。希しくも私の誕生日は２月です。偶然のことですが面白いめぐりあわせです。

義母の介護、５人の孫たちに恵まれた生活は１日２４時間では短すぎる毎日です。唯一の息抜きは、年数回の海外旅行です。

知人や縁故の家庭の遺産相続などの問題で家族が分裂してしまうという現状を見たり聞いたりすると寂しいですね。勉強しても勉強しても難しいことです。現在おきている問題について、納得がいくお話がすすめられるようになりたいです。

本年もよろしくおねがいします。

（芳賀支部　長岡辰夫）

最近は殆ど見かけなくなりましたが冬の風物詩の一つとして凧揚げがあります。凧が空を泳げるのは何故なのか…？凧に拘わらず空を飛ぶのは『循環』という原理で説明されます。循環とは「一回りして元の状態・場所に戻り、それを繰返すこと」(広辞苑) ですが、凧が一回りする訳ではなく凧の存在により生ずる渦が凧の周りに循環の流れを生じ、その結果として揚力が発生するのです。木星の表面に赤斑と呼ばれる渦模様がありますが、凧があたかも赤斑の様に風の中の渦（循環流）として存在することで泳ぐことができるのです。我々にも循環は生じるのですが何せ体重が…。一回りの意味を持つ「還」のつく年になりますが、空を飛び回るくらいの“環”暦でありたいと思っています。

卯年にあたって

（芳賀支部　池葉洋）

今年で６回目の卯年を迎えました。行政書士歴は３２年になります。

この間、何をしてきたのだろうと振り返ると反省ばかりであります。

しかしながら健康で業務を続け、家庭を支えてくることができたことを慶びとし、先達に感謝しなければと思っております。

間もなく後期高齢者となりますが、老体に鞭を打って気力・体力の続く限り研鑽を積み、多少なりとも社会に貢献出来ればと考えております。

最後に、会員の皆様のご健康とますますのご活躍をご祈念申し上げます。

還暦を迎えるにあたり

（小山支部　野村稔）

思い返せば早いもので、今年の１１月には齢６０の還暦を迎えます、その間多くの方々に支えられ又ご指導賜りながら無事このときを迎えようとしていることに、大変感謝いたしております。

人生にも起・承・転・結と言える大きな変化が有るように思います。還暦を迎える新年にあたり、今までを振り返り、今後を考えてみたいと思います。

私は、昭和４９年に大学を卒業し、証券会社に入社しました。バブル崩壊後多くの証券会社が倒産や合併を繰り返しました、平成９年に２３年間勤務した会社を退職し、機械メーカーに再就職致しました。９年間勤務致しましたが、５５歳の時脳内出血を発症し、東京までの通勤を断念し退職し、その後行政書士資格を取得し現在に至っております。

人生の多くは自分の思い描いたように進むものではありません、その時々の状況を判断して対応していかなければ、切り開けないものだと感じております。

昨年、栃木県の傾聴ボランティアの総会が有りましたので参加してみました。未だどういう形で参画できるかわかりませんが、今後は地域福祉とのかかわりや、地元コミュニティへの参加等、利他的な考え方を持って、地域社会とのかかわりを考えていけるような、人生を送っていきたいと思っています。

還暦

（小山支部　鈴木昇）

新年明けましておめでとうございます。

今年は、晴れて？還暦を迎えることになりました。

還暦の、「還」は「もどる」「かえる」という意味で、「暦」は「干支」を意味します。

干支は本来、甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸の十干と、子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥の十二干を組み合わせたものをいい、６０通りの組み合わせがある。６０年で干支が一回りし、生まれた年の干支に戻ることから、「還暦」というようになった。還暦に赤いちゃんちゃんこなど、赤い物を贈るのは、赤ちゃんに還るという意味と、赤は魔除けの色とされていたためです。

卯年にちなみウサギのように「ジャンプ」し飛躍の年にしたいと思います。

今の自分にできること

（宇都宮支部　塩田陽子）

栃木県行政書士会に入会してからの数年を振り返る。

一年目：「社会復帰」と意気込み、まさしく猪突猛進。家庭内はパニック。

二年目：仕事の厳しさ、辛さを多少なりとも味わう。同時にやりがいや、依頼人や諸先輩方の出会いに喜びを感じた年。家庭内はひき続き精一杯の状態だが時間の配分が上手になってきた。気持ちの切り替えに苦労（子供は親が１００％の気持ちで向き合ってないことをすぐに見透かすので凄い）。

三年目：やりたい業務分野が見えてきたので、仕事の取り組みも違ってくるような気がしている。また仕事を通して自己の人格を高められるよう日々精進していきたい。そういった日々の積み重ねが何年後何十年後の自分を造るのだから。

業務特集

初めての国際業務

専門業務指導員
深見　史

１　国際業務ってなあに？

国際業務、外国人関連業務と聞くと、「外国語ができないから無理」「外国に行ったこともないから無理」とか思っていませんか？

ご心配なく！　国際業務は「外国」と「外国人」が関係する様々な手続き全般を指します。「外国語ができなければできない」ものではありません。

「外国」と「外国人」が関係する手続きとは、たとえば以下のようなものです。

・日本人と外国人との婚姻・離婚、養子縁組・離縁
・外国人同士の婚姻・離婚、養子縁組・離縁
・外国における日本人の婚姻・離婚、養子縁組・離縁
・外国人が日本に住むための手続き（在留資格の取得、変更、更新）
・外国人の日本での就職・起業、永住
・外国人が関係する相続
・日本国籍の取得・喪失、外国籍の取得・喪失
・パスポートの取得、認証
……まだまだありますが書ききれません。

日本が今後も多国籍化がすすむことは確実なので、「国際業務」は種類も量も増加することはあっても減少することはありません。これから多くの未知の領域を開拓し、日本の国際社会化に貢献することが行政書士の任務と言えるでしょう。

２　そもそも「外国人」とは誰のこと？

国際業務を始めるにあたって、まず考えておくべきことは、そもそも「外国人」とは誰のことか、ということです。

入管法（正確には「出入国管理及び難民認定法」〈昭和２６年１０月４日政令第３１９号〉）第２条２項に「外国人　日本の国籍を有しない者をいう」との記載があります。入管法上、「外国人」とは日本国籍を持たない者を指します。

では、日本の国籍を有する者、とは誰のことでしょうか？

憲法１０条には、「国民の要件」として「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とありますが、この「法律」とは「国籍法（昭和２５年５月４日法律第１４７号）のことです。

国際業務は、この「日本国民」の定義を把握することから始まります。

３　あなたはなぜ「日本人」なのか？

読者の多くは日本国籍者だと思います。では、あなたが日本国籍であるのはなぜでしょうか？　戸籍があるから？　住民票があるから？　パスポートを持っているから？

ではありませんよね？　戸籍に載っていない日本人もいるし、住民登録をしていない日本人もいるし、パスポートを持っていない日本人なんてたくさんいます。

自分はなぜ日本人なのか？　という問いにまず答えましょう。

回答は「国籍法」上にあります。

日本国籍の取得には「出生によるもの」（第２条）「認知によるもの」（第３条）「帰化によるもの」（第４条）があります。多くの「日本人」は、第２条の「出生による国籍の取得」に該当します。第２条には「出生の時に父または母が日本国民であるとき（日本国民とする）」とあります。

ところが、この国籍法第２条は昭和５９年法律４５号による改正までは「出生の時に父が日本国民であるとき」という条文でした。つまり、「出生の時に父または母が日本国民である」ことをもって日本国籍を取得した人は、この改正国籍法が施行された昭和６０年１月１日以降に生まれた人に限ります（経過措置はありましたが）。

もし、あなたが昭和３０年に生まれたのであれば、あなたが日本国籍者であるのは「父と母が日本人だから」ではなく、「父が日本人だから」なのです。

国籍法はこのように、日本国籍の「由縁」を語ります。よって、現国籍法を見ているだけでは国籍の得喪を把握できません。明治３２年にできた旧国籍法（父系主義、外国人女性の日本人男性との婚姻による日本国籍取得等）、及び国籍留保規定（出生によって外国籍を取得した場合、日本国籍留保の意思表示をしなければ日本国籍を失う）を見なければ、また、戦後に制定された新国籍法（婚姻による国籍変動なし等）を見なければ、また、前述の昭和５９年改正法とその新しい留保規定を見なければ、「国籍」の全体像を知ることはできません。

ここではそれらの詳論は避けますが、自分の帰属する「国」を決定する国籍法に馴染むことが国際業務の第一歩であることを強調したいと思います。

４　外国人と結婚するとき、どうする？

国際化に伴い、外国籍の人と結婚する人も多くなりました。日本人が外国人と結婚する場合、あるいは日本で外国人同士が結婚する場合、日本人同士の結婚とどこがどう異なるのでしょうか？　そのための手続きにはどんなものがあるでしょうか？

日本人の出生、婚姻、養子縁組などでは戸籍届出が必要です。では、日本に住む外国人はどうなのでしょうか？　日本国籍者ではない者に戸籍はありませんから、届出は不要でしょうか？　いえいえ、戸籍法は外国人にも戸籍届出を義務付けています。それは、日本国内で生じた外国人の身分変動について公証する必要があるからです。

日本において当事者の全部または一部が外国人であるケース、または外国において当事者の全部又は一部が日本人であるケースで戸籍届出が行われることを「渉外戸籍」事件と言います。この手続きは、当然ながら国際業務です。

渉外戸籍事件では、当事者の国籍や、当事者が居住する国の法律が錯綜することになります。アメリカに住むドイツ人がフランスに住むベトナム人と韓国で結婚する、などということも、国際化社会では特に珍しいことではありません。こういう場合に、どの国の法律をどう適用するのかを決めておかなければなりません。それを決めるのが国際私法です。私法はすべての国に共通するものであることが望ましいのは言うまでもありませんが、現在の国際社会は国際私法の統一に向けて準備中と言えるでしょう。

日本の国際私法は、「法の適用に関する通則法」（平成１８年６月２１日法律第７８号）のほか、条約の批准に基づいて成立した「扶養義務の準拠法に関する法律」「遺言の方式の準拠法に関する法律」などがあります。「通則法」を読み込むことが、国際業務の２番目の関門となります。

国際業務のうち最も多いであろう身分関係の変動については、「通則法」第２４条以降に示されています。例えば法２４条「婚姻の成立及び方式」は、婚姻の成立にあたっては「各当事者につき、その

本国法による」（第１項）とあり、「婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による」（第２項）とあります。これはどういうことか、例を挙げます。

例　日本において、日本人が外国人と結婚する場合

婚姻するには「実質的要件」と「形式的要件」の二つを満たす必要があります。実質的成立要件とは、法律行為としての婚姻を有効に成立させるために求められている要件であり、形式的要件とはその法律行為が有効に成立するための法的手続きのことです。

通則法第２４条１項により、実質的要件は当事者それぞれの本国法に拠ります。日本人の実質的成立要件とは、民法第７３１条（婚姻年齢）から７３７条（未成年者の婚姻について親の同意）までを指します。外国人についてはその本国法が定めた婚姻要件を満たしていることが必要です。そのためには、その本国法を調べなければなりません。

形式的要件は通則法第２４条２項３項に示されているように、「婚姻挙行地の法」または、「当事者の一方の本国法に適合する方式」です。

この例では、婚姻挙行地は日本ですから、形式的要件は日本法、つまり民法第７３９条の定める方式、すなわち戸籍法７４条に従って婚姻届を提出すること、となります。したがって、日本人と外国人が日本で結婚するには、それぞれの国の法律でそれぞれが婚姻要件を満たしていれば、婚姻届を日本の役場に提出すればよい、ということになります。

５　国際業務は終わらない

日本人と外国人が無事、婚姻手続きを終え身分関係が公証できた、というところで国際業務は終わりません。結婚しただけでは、外国人は日本に住むことはできません。これからは入管法の手続きが待っています。

外国人が日本に住むには「在留資格」が必要です。すべての外国人は２７の在留資格のいずれかをもって在留しています。この在留資格の取得や更新、変更の手続きなどの入管業務こそ国際業務のメインと言えます。外国人は常に在留資格・在留期間を意識して生活しています。彼らを手続き面でサポートし、日本での生活を安定したものにしていくことが行政書士の仕事です。

家族の形は変容し、子どもは成長します。家族の変化に伴って、様々な手続きが続きます。永住許可申請、帰化申請など身分関係の手続きも、起業や留学などの手続きも、外国人はサポートを必要とします。国際業務は終わりがないのです。

外国人との関わりなくして日本社会は成立しません。常に変動する社会を見据えながら、多文化の楽しさを満喫しつつ社会に貢献する仕事、それが国際業務です。専門性が高いため、さまざまな法律を学ぶ必要がありますが、それだけ意義深い仕事と言えます。

この奥深い業務へ、最初の一歩を踏み出しましょう！

栃木県行政書士会カレンダー（2月）

日		予　定	時　間	主　催
3	木	業務研修部会	13:30～	業務研修部
4	金	成年後見特別委員会	13:30～	成年後見特別委員会
5	土	佐野支部研修会（於：茂呂山老人福祉センター）	10:00～13:45	佐野支部
7	月	財務部会	13:30～	財務部
		会計精査	14:00～	財務部
8	火	登録説明会	10:00～	総務部
		編集会議	13:30～	広報部
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
10	木	契約書作成業務研修（於：行政書士会館２階会議室）	13:30～15:30	宇都宮支部
14	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
15	火	行政書士基礎講座「はじめての建設業」	13:30～	業務研修部
		新入会員オリエンテーション	10:00～	総務部
16	水	業務開発部会	13:30～	業務開発部
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
17	木	制度推進部会	13:30～	制度推進部
18	金	不動産・商業登記オンライン閲覧・出力研修会	13:30～	ＩＣＴ特別委員会
19	土	佐野支部無料相談会（於：田沼中央公民館）	10:00～14:00	佐野支部
21	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア 5F 国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
23	水	登録説明会	10:00～	総務部
24	木	ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編２	13:30～17:00	業務開発部
25	金	県との共催による研修会「行政書士業務の範囲について」	13:30～15:30	総務部
26	土	ＡＤＲ調停人養成　補講	10:00～17:00	業務開発部
27	日	那須支部無料相談会（於：西那須野公民館）	10:00～15:00	那須支部

宇都宮支部研修会のお知らせ

他支部の方も参加できます！

契約書作成業務研修
「初心者のための内容証明・契約書作成業務」

講　師：小平裕一（宇都宮支部）
日　時：２月１０日（木）13:30～15:30
場　所：栃木県行政書士会館　２Ｆ会議室

http://www.gt9.or.jp/gyosei/utsunomiya

お申込みは宇都宮支部ホームページ「会員連絡用」にある申込書をご利用になるか、研修名・実施日（２月１０日）・支部名・会員名を明記の上、ＦＡＸにてお申込みください（０２８－６３５－１４１０）。

今月の表紙

霧降高原・六方沢周辺（日光市）
撮影：広報部　関 比佐江

晴れさえすれば、日の出を見ることはできます。
でも全く同じ日の出はありません。
生き物のように刻一刻と変化する雲を焼きながら、太陽が顔を出すとオレンジ色の陽光が静かに大地を包み込みます。

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1176	H22. 12.　7	平成 22 年度 12 月分　会費納入について（お願い）
1177	H22. 12.　7	登録手数料請求書兼登録取扱交付金案内書
1178	H22. 12.　7	届出手数料請求書兼届出事務取扱交付金案内書
1188	H22. 12.　7	平成 22 年度全国研修＜11 月期＞のＤＶＤの送付について
1189	H22. 12.　7	法務省認証申請に係るＡＤＲ担当責任者会議の議事内容の一部変更について（ご連絡）
1202	H22. 12.　7	宅建業申請システムの休止について
1212	H22. 12. 10	犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について
1223	H22. 12. 10	平成 23・24 年度 入札参加資格申請のインターネット一元受付テストランについて
1232	H22. 12. 15	平成 22 年度報酬額統計調査の実施について（ご案内）
1047	H22. 12. 17	行政書士電子証明書の移行に係る取り扱いについて
1239	H22. 12. 17	常任理事会の議事録について
1240	H22. 12. 17	平成 22 年度基礎研修（新入会員研修）の DVD の送付について
1247	H22. 12. 17	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」の新規利用・更新希望会員の取りまとめについて（お願い）
1274	H22. 12. 22	ADR 機関認証申請研修の開催及び単位会推薦代表者の派遣について
1278	H22. 12. 22	「～行政書士活用ガイド～頼れるユキマサ君」増刷におけるお願いについて
1291	H22. 12. 22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等について
1298	H22. 12. 24	平成 22 年度行政書士制度 60 周年テレビＣＭについて
1303	H22. 12. 24	文書の差し替えについて（日行連発第 1291 号）
1311	H22. 12. 24	常任理事会の議事録について（11/18）
1313	H22. 12. 24	申請取次行政書士制度 20 周年記念講演会の開催について
1330	H22. 12. 28	平成 22 年度成年後見研修の開催及び単位会推薦代表者の派遣について
1332	H22. 12. 28	平成 24 年度　日本行政書士会連合会定時総会の開催地について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令の一部を改正する政令等について　～日行連より～

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」につきましては、本年５月１９日に公布され、平成２３年４月に施行が予定されています。

今般、同改正法施行に合わせて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

詳しくは、下記のＵＲＬをご参照下さい。

●政令　http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13275

※改正省令につきましては、平成２３年１月中旬に公布される予定とのことです。

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う経過措置について

＜改正令附則第６条の適用される期間＞
平成23年４月１日から従前の許可の有効期間までの間。

＜改正令附則第６条の適用対象者＞
改正令の施行の際現に指定都市の長等の許可を受けている者であって、改正令の施行後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者。

－具体例－

① Ａ県内において、ｂ市（がれき、積替えなし）及びｃ市（がれき、積替えなし）の許可を有しているが、Ａ県の許可は有していない者
← 改正令の施行後において従前通りｂ市及びｃ市で業を行うためには、新たにＡ県の許可を受ける必要がある。

② Ａ県内において、Ａ県（がれき、積替えなし）及びｂ市（がれき及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者
← Ａ県の許可の事業の範囲の方がｂ市の許可の事業の範囲よりも狭いため、改正令の施行後において従前通りｂ市で業を行うためには、Ａ県の変更の許可を受ける必要がある。

※ｂ市及びｃ市は、Ａ県内の指定都市

＜改正令附則第６条の考え方＞

（１）具体例①におけるｂ市及びｃ市、具体例②におけるｂ市は、施行日以降は、当該収集運搬業者の許可権者ではなく、具体例①におけるｂ市及びｃ市の許可、具体例②におけるｂ市の許可は、施行と同時に失効することとなることから、当該規定を設けることにより従前の許可の範囲内で引き続き業を行うことができることとした。

（２）当該規定の適用対象者であった者が、その後、具体例①においてＡ県（がれき）の許可を受けた場合又は具体例②においてＡ県の金属くず追加の変更許可を受けた場合には、その時点で、当該規定の適用対象者ではなくなり、具体例①におけるｂ市及びｃ市の許可、具体例②におけるｂ市の許可は失効することとなる。

（３）当該規定の適用対象者については、許可に関る全ての事務が従前通りとなることから、当該規定の適用期間中は、当該適用対象者に対する許可の取消しや事業停止命令等の指揮監督権限については、引き続き、従前の許可権者である指定都市の長等が行使することとなる。

◆経過措置についてのイメージ図

※ b市及びc市は、A県内の指定都市

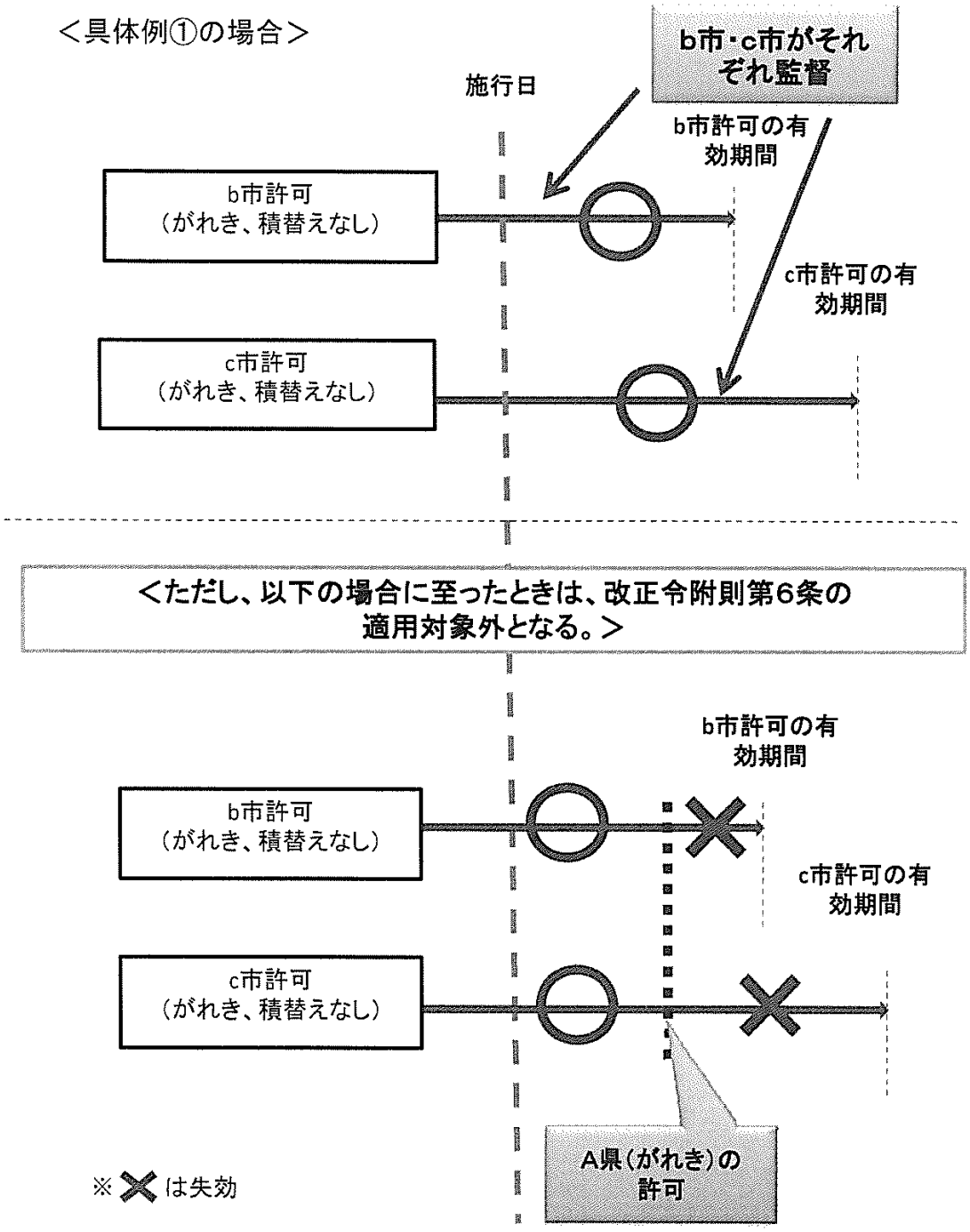

＜具体例②の場合＞

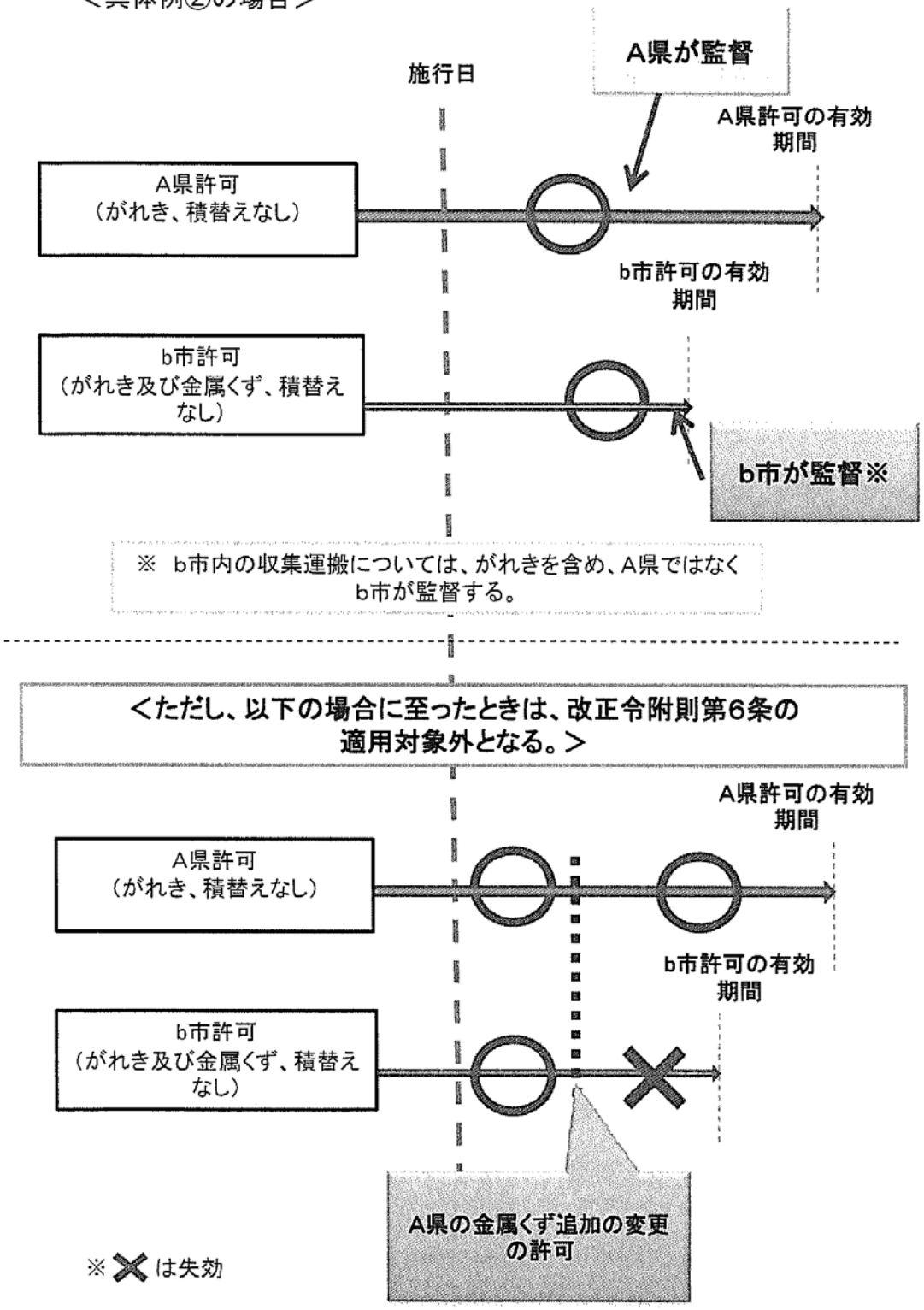
A県が監督
施行日
A県許可の有効期間
A県許可
（がれき、積替えなし）
b市許可の有効期間
b市許可
（がれき及び金属くず、積替えなし）
b市が監督※
※ b市内の収集運搬については、がれきを含め、A県ではなくb市が監督する。
＜ただし、以下の場合に至ったときは、改正令附則第6条の適用対象外となる。＞
A県許可の有効期間
A県許可
（がれき、積替えなし）
b市許可の有効期間
b市許可
（がれき及び金属くず、積替えなし）
A県の金属くず追加の変更の許可
※ ✕ は失効

自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」の新規利用・更新希望会員の取りまとめについて（お願い）　～日行連より～

標記の件について、国土交通省で新規利用希望会員の募集（平成２３年１月期）及び更新希望会員の募集が行われることとなりましたので、ご連絡いたします。

平成２１度より、自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請（以下、「ＯＳＳ」という。）に係る「まとめ払い」及び「一括利用」の新規募集においては、年４回（４、７、１１、１月）に亘り定期的に行われることとなり、本年度において今回は、１１月期の募集に続き４回目となります。

現在、ＯＳＳが稼働している地域は岩手、東京、神奈川、茨城、埼玉、群馬、静岡、愛知、大阪、兵庫の各都府県に限られております。未稼働地域の会員の方も「まとめ払い」及び「一括利用」のお申し込みいただくことは可能ですが、稼働地域の申請以外ではご利用いただけませんのでご留意いただくようお願いいたします。

記

【概要】

▼「まとめ払い」について

ＯＳＳシステム上で複数件の申請を行う者の税・手数料（国庫金・地方公金）の納付における利便向上のための、１つの納付番号で複数申請分を支払うことを可能とする機能です。アプレット方式でも利用することができます。

当該「まとめ払い」機能は事前に申込みを行い、国土交通省より「まとめ払い」に係るＩＤ&パスワードの交付を受ける必要があります。また、その利用期限は２年間とされており、２年ごとの更新手続きが必要となります。

▼「一括利用」について

ＯＳＳでは、インターネット上のアプレット方式とは別に、申請データを作成・送信するプログラム（申請者側で用意する必要があります。）を用いて大量一括申請を行うことが可能です。

一括申請を行う場合には、事前に利用するプログラムの仕様等を提示した上で、国土交通省より「一括利用」に係るＩＤ&パスワードの交付を受ける必要があります。

【申込み要領】

「自動車保有関係手続ワンストップサービスまとめ払い利用依頼書」または「自動車保有関係手続ワンストップサービス仕様書開示／一括利用開始依頼書」にてお申し込みください。

当該書類は、栃木県行政書士会ホームページの会員専用ページにてダウンロードできます。

▼申込み期限：平成２３年１月５日（水）午前中

提出方法：所属の希望会員が記入した依頼書を各単位会で集約のうえ、当該依頼書をメール(ngr-a-kobayashi@staff.gyosei.or.jp)又は、FAX(03-3463-0507)日行連事務局業務課第一係宛にてお送りください。

注意事項：①今回は、「一括利用」「まとめ払い」の新規、「一括利用」「まとめ払い」の更新、「まとめ払い」の新規、「まとめ払 い」の更新の４種の募集をしています。
②「一括利用」を申し込まれる場合には、併せて「まとめ払い」の申込みが必要です。「まとめ払い」単独の申込みは可能です。
③「一括利用」を申し込まれる場合には、国土交通省で一括申請に利用されるプログラムの仕様等を確認するなどの審査があります。

【添付書類】

・自動車保有関係手続ワンストップサービスまとめ払い利用依頼書（新規）
・　〃　（更新）

・自動車保有関係手続ワンストップサービス仕様書開示／一括利用開始依頼　（新規）
・　〃　（更新）

以 上

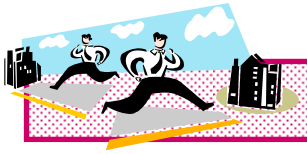

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、宇都宮支部の古家会員の事務所におじゃましました。

氏　名　古家　光治（ふるや　こうじ）
事務所　栃木県宇都宮市住吉町１４番８号
　　三向ハイツNO.６　２０２号
登録日　平成１２年１０月０２日

・行政書士になられたきっかけは何ですか？

行政書士になる前は、商社（丸紅の専門商社）で働いていました。半導体関連の最先端の技術を扱っていまして、私のメインの担当はソニーなどでした。ある時自分で何かをしたいと思い、会社員の時とは全然関係のない分野ですが、行政書士になって自営業になりました。きっかけは商社マン時代サンノゼの輸入先の会社と国内の会社の契約関係を結ぶ仕事をしていた時に、法律関係も調べたりして、その時行政書士の資格も知りました。

・主な業務は何ですか？

風俗、建設、会社設立、車庫証明などですが、入国管理局の申請なども扱っています。どちらかと言うと、許認可申請関係が主です。今後も許認可申請をメインにしていきたいと思っています。

・ご趣味は何でしょうか？

最近はＲＴＳ(リアル・タイム・ストラテジー・ゲーム)のウォークラフト３をしてまして、オンラインで対戦をしてます。(ＵＳのサーバーにアカウントを作ってログインしています。)１ゲームが２０分位で決着がつくので、手軽に楽しめます。チャットは英語しか使えないですが、簡単な単語だけですんだりします。ちなみに投了するときはｇｇって言います（ｇｏｏｄ　ｇａｍｅの略です)。

その他は車が結構好きです。しばらく三菱のＧＴＯに乗ってたのですが（ツインターボで結構速かったです）古い車なので維持が大変で手放してしまいましたが、また乗りたいですね。

後は洋楽が好きで、中学生の頃からずっと洋楽ばかり聴いてます。

・映画もお好きということですが、最近は何かご覧になりましたか？

最近は映画よりも洋画のドラマをレンタルしてきて結構観てます。最近面白かったのは、Damege、Burn Notice などです。あと Prison Break も面白かったです。

・事務所の理念は？

許認可を通して、社会生活の発展に寄与したいなと思っております。許認可を取ったことによって依頼者のプラスになればと思います。土曜、日曜も関係なく必要があれば依頼者に合わせるようにしています。時間も遅い時間でも出来る限り対応するようにしています（朝早いのは少し苦手ですが)。

・これからの抱負は？

行政書士の仕事の範囲はとても広いので、まだまだ知らない分野もあったりするので幅広く知識をつけたいです。その一方で専門分野に特化したいというのもあるのですが、できれば両方修得したいですね。

・最後に

合コンのお誘いにはいつでも乗りますよ（バツイチで若くはないですけどね)。

お忙しいところ、気さくにインタビューに答えていただきありがとうございました。

いつもお話しされるときは笑顔で話され、また時折おちゃめな一面を見せていただけるので、とてもお話ししやすい先生です。英語が得意でもあり、流暢に話されます。自分もここぞという場面で、かっこよく、さらりと英語を話してみたいものです。

（広報部専門部員　齋藤文威）

レトロ！？でも新しい！！
あらまち蔵屋敷

那須支部

あらまち蔵屋敷は、大田原市中央一丁目の中央通り沿いにある土蔵造りの建物で、２００７年４月に市の情報を発信する拠点として、また地場産品の販売店としてオープンしました。蔵屋敷は、大田原市中心市街地活性化事業の一つで、県道拡幅工事に合わせ、中央通り整備事業の一環として、平成２２年１月から曳家工事を行い、平成２２年１１月２６日にリニューアルオープンしました。屋敷全体が綺麗に生まれ変わり、それぞれに新しいお店や情報館がオープンしました。

蔵屋敷は、敷地に店蔵と母屋、文庫蔵、西蔵があり、明治の初めごろから大正時代にかけて建てられたもので、もともとは取り壊される予定でしたが、歴史的に貴重な建造物ということもあり、大田原商工会議所や市民らの働きかけで、市が購入し、多くの市民をはじめ企業や団体の出資により中心市街地の振興を主目的に設立された株式会社大田原まちづくりカンパニーが管理しています。駄菓子店は、ＮＰＯ法人「おおぞら」が運営し、駄菓子の他、唐辛子を使った商品やぎんなん焼酎等、大田原市を代表する地場産品も販売されています。その他、あらまち蔵屋敷の敷地内には、リサイクルの普及活動等、環境問題に取組む拠点となる「くらしの情報館」、株式会社大田原まちづくりカンパニー事務局（蔵屋敷管理事務所）があり、その２階には多目的ルーム「ゆうこう館」があります。「ゆうこう館」は、低料金で一般に開放されるとのことで、蔵という独特の空間がどのような使われ方をされていくのか、大変楽しみです。母屋と文庫蔵については、募集により、豆にこだわったオリジナルコーヒー「カフェ仁亭」と、自家製野菜を使ったスペインスタイルの料理店「自菜ダイニングbar``蔵 cias（グラシアス）」が出店しています。

いずれも興味を惹かれる店舗（団体）ばかりなのですが、通りから一番目にし易く、私自身子供の頃に通ったことから、駄菓子屋さんにはとても懐かしさを感じました。駄菓子屋さんで買物をしながら、『コレとコレを買ったらいくらで…、残りでアレも買える！』と計算し、お店の“おばちゃん”や店に集まる同世代の子供達と話をしながら、生きた学習…算数や道徳、コミュニケーションを自然と行っていたのですね。

子供にとっては、いつの時代でも楽しい場所であり、大人にとっては、懐かしくもあり、子供と一緒に行って楽しめる場所でもあります。現在、このような「気軽に行ける近所の駄菓子屋さん」は少なくなっているだけに、この蔵屋敷の存在は貴重なものでしょう。また、あらまち蔵屋敷は、「地域密着型の商店・情報発信基地」をモットーに運営されていることから、地元について新たな発見をすることができたり、愛着を深めることができるような、大田原市にとって重要な場所になっていくのではないでしょうか。

『蔵』という建物自体が現在では珍しく、レトロな中にも新しさを感じることができる空間です。是非一度立ち寄られてみてはいかがでしょうか？

所在地：栃木県大田原市中央１－２－１４
問合せ先：株式会社大田原まちづくりカンパニー
電話：０２８７－４７－７３７０
駄菓子屋　営業時間　：１０：３０～１８：３０
　　定休日　　：火曜日

（支局長　冨田倫子）

支 局 情 報

【小　山】

年末の交通安全運動実施

平成２２年１２月１０日（金）午前７時半より、小山市羽川交差点にて年末の交通安全県民総ぐるみ運動を実施しました。栃木県内では平成２２年１０月末現在、交通事故により１１６名が亡くなっており、そのうち６３人が６５歳以上の高齢者であることから、「高齢者に優しい３Ｓ運動（ＳＥＥ（見る）ＳＬＯＷ（減速する）ＳＴＯＰ（止まる）」を引き続き栃木県の重点目標としています。また飲酒運転による事故も相変わらず後を絶ちません（県内で９８件）。

小山支部では毎年３回、関係機関・団体と連携・協力し、交通事故防止の徹底、また道路交通環境の改善を目指し活動を行っています。年末年始は飲む機会も増える時期ですが、みなさんもいま一度自身の交通習慣を見直し、正しい交通マナーの実践を心がけてください。

（支局長　作道みゆき）

ボーリング大会開催

年末恒例のボーリング大会と忘年会が、平成２２年１２月３日（金）午後５時より栃木市にある「ＲＯＵＮＤ１」にて行われました。栃木支部からも多数ご参加いただき、白熱したゲームとなりました。結果は、小山支部長の松本伸一先生がダントツのスコアで優勝。忘年会では、参加者全員に豪華な賞品が配られ、今年１年を振り返り、反省や来年の抱負など多岐にわたる話題で盛り上がり、１年を締めくくる大変有意義な１日となりました。また来年も小山支部一致団結して積極的な活動を進めてまいりたいと思います。

（支局長　作道みゆき）

【足　利】

建設業研修開催

１１月２６日（金）午後３時より足利市生涯学習センター２０２号室にて、星野光男会員を講師に「建設業許可申請」の支部研修会が開催された。足利市は群馬県との県境に位置するので栃木・群馬両県の相違点などを内容に含む足利支部ならではの研修会であった。

続き１２月１０日（金）午前１０時より足利市民プラザ本館３階　第５講習室にて、足利市農業委員会事務局　農地担当職員の方を講師に迎えた「農地法改正」の研修会が足利支部主催で開催された。農地法が改正され、農地が所有主義から利用促進に重点が置かれたため、改正に伴う農地法４条・５条の届出、農地法３条・４条・５条の許可申請を主な内容とする研修会であった。

（支局長　木村昇）

【宇都宮】

宇都宮市国際交流協会相談事業説明会

１２月７日（火）行政書士会館２階会議室において「2011 年の宇都宮市国際交流協会相談事業説明会」が行われた。小林支部長の挨拶のあと、深見副支部長から方針説明が行われ、相談員１名・研修員２名の新体制で実施されることとなった。予想を上回る研修員への応募があり、この分野への多大な期待と関心があることが伺われる。相談会当番表の配布、相談会終了後の報告の方法（宇都宮支部ＨＰ記入と予約連絡票への記入）など詳細に説明があった。

今後､研修員より寄せられる宇都宮支部ＨＰ上、国際交流協会相談員用ページでのレポートをより充実させ、互いの意見交換の場、学びの場として数少ないチャンスを活かして行ければとの提案があった。研修員としてはまことにありがたいことである。

最後に、相談員になられる先輩方から、相談内容だけでなく相談時の背景も推察する必要性や入管業務特有の略語なども勉強するよう励ましの言葉をいただき、閉会となった。

（宇都宮支部　竹島尚子）

KOMOREBI

木もれび

昨年の暮れ、田園地帯を走行中、農道に白い二匹の犬を見かけた。飼い主らしき人はいない、首輪も付いていない。一見なにげない光景だが遠い昔を見た思いがした。

かつて犬や猫は、番犬やねずみの駆除といった役割をもって人間と共存していた。時は移り､人々の暮らしの変化とともに、かつての役割を終えた犬や猫は、新たにペットと云うより、むしろ家族として人間に癒しを与える役割を担うことになった。しかし､自由気ままに歩き回る猫とは異なり、犬の環境は大きく変化し、犬寝る（ケンネル）でさえ屋外から屋内へと変わった。

首輪の無い犬が街中から姿を消したのはいつの頃だったろうか。

昨今、毛並みの良い首輪を付けた犬を除き街中でよく見かけるのは猫とカラスぐらいである。童謡「雪」で歌われた、″犬は喜び庭かけまわり、猫はこたつで丸くなる″の日本の原風景にふれられるのは、古い映像と遠い記憶だけになるかもしれない。

二匹の白い犬はソフトバンクのＣＭのお父さん犬に似ていた。はぐれたのなら首輪は付いているはずである。捨てられたのなら・・・。犬は群れをなす動物であるから、他に仲間はいないのであろう。二匹には力強く生きてほしいと思う、そして新たな飼い主に出会うことを願う。全身を覆う白い毛は薄汚れていたが、立ち去る後ろ姿は、尾も白かった。

東風吹かば走り回れよ白い犬
主なしとて春を忘るな

（足利支局長　木村昇）

母のこと③

手術は成功しました。病室前で母が手術室から戻るのを待っていました。ナースセンター付近にいた看護師さんたちから「杵渕さんが帰ってきたよ～」「杵渕さん、がんばったね～」などと声があがりました。ストレッチャーに乗った母が複数の看護師さんを引き連れて〝凱旋〟してきました。看護師さんたちの喜びに満ちた声を聴いて、うれしくなりました。病棟の看護師さんたちも母の手術の結果を気に止めていてくれたと思うと「看護師さん、ありがとう」と思いました。ただ、少し冷静に考えると、ストレッチャーから病室に戻すときなど人手が必要になるし、手術終了直後はしばらくドタバタするので、業務連絡的な意味合いもあったのかもしれません。患者にとっては一世一代の出来事でも、看護師さんたちにとってはごく日常的な出来事なので、一喜一憂してられません。

全身麻酔の抜け切れていない母にはいろいろなクダつながれていました。看護師さんが、ときどき母に声をかけると母は「ウ～」と答えたりうなずいたりしました。看護師さんに「声を掛けてあげて」と言われた私たち（私とおば１号＆２号）は口々に声をかけました。「お母さん、がんばったね」「よかったね」という声に対して、母はやはりうなずいて「ウ～」でした。後日母に聞いたところ、「声は聞えるが、身体は自由が利かなかった」とのことでした。

おば２号がおば１号を送って行ったので、病室には母と私の２人だけになりました。でも、親子水入らずなのかと言うとまったく違い、１０分置き、２０分置きに看護師さんが「傷口見せてくださ～い」などとやって来て、私は病室から追い出されました。聞くと少しずつ間隔は空けていくが、何度も何度も傷口や各種数値の確認をするのだそうです。「杵渕さん、今日はぐっすり休んでね」と優しい言葉を母にかけながら、数１０分間隔で母を起こすわけです。「何かあったら、これで知らせてね」と母の手にナースコールを握らせましたが、やはり後日母に確認すると「身体が動かないのに押せるわけがない」とのこと。この看護師さんは入院初日、心配する私に「１に浣腸、２に浣腸でドバドバ出しますから～」と励ましてくれました（最初の状態は「極度の便秘」でした…）。きれいな看護師さんたちが病室で「いつ浣腸する？」などとやり取りする大声を聞きながら母を残して家路につきました。

おば２号（楽天的）が戻ってきました。「お腹がすいただろ」とお弁当を買ってきてくれました。「ここ（病室）で食べれば」と言います。気が進まなかったので、自宅へ帰ってから食べましたが、後で考えると看護師さんが数値確認に病室へ来たときに、私がベッドの傍らで暢気に弁当をパクついていたら、間違いなく怒られたと思われます。やれやれ。入院２日目（初日は連絡がつかなかった）おば２号が病室に来てくれました。ベッド横に立ち、母を案じながら母の足元あったタオルケットをたたんでいたところ、２週間くらい体調不良でただうめくだけだった母が「たたまれたら、自分でタオルケットを掛けることができないんだよ、バカ！」と怒りました。どこに温存していたかと思うほど力強く。母に力を与えることのできるおば２号に感動しました。

一方、手術後ほぼ順調に回復した数日後、病室で偶然におば２号と居合わせました。飲み物を買って来ようと私がさっそうと病室を出ると、やはり偶然おば１号（心配性）が廊下を歩いて来ていました。病室からいそいそと出てきた私を確認すると、「何かあったのかい！」と目を見開きました。瞬時に緊急事態が発生してナースセンターに急いでいると判断したのでした。やれやれ。

あっ、またまたまた、本題には入れませんでした。やれやれ。

（足利支部　杵渕　徹）

事務局よりお知らせ

あけまして
おめでとうございます
本年もどうぞよろしく
お願い申し上げます
事務局一同

＜会費の納入について＞

１月は会費（第４期）の納入月です。
口座引落の方は残高不足にご注意下さい。
T-NET の申込用紙をご提出された方で１１月末日を過ぎた方（訂正による再提出を含む）は、今回 T-NET 経由の引き落としにはなりませんのでご了承下さい。
次回からは T-NET 経由になります。

口座引落日	
T-NET 経由の方	１月２７日(木)
T-NET 申込をしていない方	１月２５日(火)

財務経理部では、T-NET による会費の引落のご協力をお願いしております。
申込は随時受け付けております。詳しくは事務局まで。TEL 028-635-1411

＜申請取次　届出済証明書(更新)について＞

＊申請から交付までの流れ

申請書締切　毎月１５日［土日祝日の場合は直前の平日］
↓ 必要書類は日行連ホームページ（会員ページの各種資料）よりダウンロードして下さい。
その他、必ず「過去３年分の実績報告書」を添付して下さい。
ただし、簡易書留用封筒は不要です。（直接交付のため）
手数料として３０００円かかります。

栃木会事務局から東京入国管理局へ進達　毎月１５日発送

↓

証明書交付　申請の翌月５日 13：30～［土日祝日の場合は直後の平日］
場所　栃木県行政書士会館
職印を持参のうえ、会員ご本人が来館して下さい。

＊申請は有効期限の2か月前から受付を開始しております

更新手続きのお手続きはお早めにお願いいたします。
届出済証明書に記載の有効期限の月の１５日までには申請をお願いします。
（有効期限の月の１５日を過ぎた申請の場合、入管へは翌月１５日の進達となってしまうため、更新扱いできず、新規での申請をお願いすることになりますので、十分ご注意ください。）

平成２２年度第３回理事会開催

１２月５日（日）「栃木グランドホテル」（栃木市万町６－１１）にて、平成２２年度第３回理事会が開催されました。

《議案》

第１号議案　栃木県行政書士会会則施行規則の改正について

業務研修部に「業務の研究会の育成」、業務開発部に「業務の開発プロジェクトチームの育成及び講習会の開催」の記載を追加。

第２号議案　栃木県行政書士会専門業務特別指導員運営規程の制定について

専門業務指導員の地位が本会の役員任期にとらわれないよう、継続性を重視。

第３号議案　栃木県行政書士会役員選任規則の改正について

執行役員による選任方法について具体化。

第４号議案　栃木県行政書士会ＡＤＲ特別委員会の設置について

第５号議案　栃木県行政書士会成年後見特別委員会の設置について

《報告事項》

（１）　平成２２年度事業推進状況について
（２）　日本行政書士会連合会の近況報告
（３）　平成２２年度関東地方協議会連絡会の報告
（４）　平成２２年度行政書士試験実施報告
（５）　行政書士法制定６０周年記念「市民公開講座」の結果報告
（６）　行政書士法制定６０周年記念式典、賀詞交歓会の開催について
（７）　全国女性行政書士交流会の報告

協議事項及び議案並びに報告事項は、すべて可決承認されました。

支部長との意見交換会

（１）平成２３年度事業について
（２）会費滞納者への協力について
（３）行政書士法制定６０周年記念式典、賀詞交歓会への協力について
（４）県との研修会への協力について
（５）その他

各支部長との意見交換は、書士会運営においても重要な意味があるものとも思われた。

（副会長　押野佑）

※規則の改正内容等につきましては、別紙（会員向けに同封）をご覧ください。
※最新の会則・規則につきましては、当会ホームページの「会員専用」ページにてご覧いただけます。

ホームページに会則・規則の最新版が掲載されています

① 「会員専用」
（要パスワード入力）

② 「栃木県行政書士会
会則・規則」

政連だより

平成２２年度第３回日政連栃木会幹事会開催

１２月５日（日）「栃木グランドホテル」（栃木市万町６－１１）にて、平成２２年度第３回幹事会が開催されました。

栃木県行政書士議員連盟の山ノ井一男西方町議会議員による来賓あいさつの後、堀越功日政連幹事より日本行政書士政治連盟の近況が報告され、続いて議案「平成２２年度運動計画執行状況について」が上程され、全会一致で承認されました。

その後の懇親会では野田尚吾栃木県議会議長、郷間康久宇都宮市議会議員にもご出席いただき、会員との有意義な意見交換もできました。

（副会長　押野佑）

栃木県行政書士ゴルフコンペ開催のご案内

発起人　青木勇夫

今年度「行政書士法制定 60 周年記念誌」編纂に当たり、福利厚生事業を調べておりますと過去には定例でゴルフ大会が開催されていた記録がありました。また最近の「行政とちぎ」にもゴルフの話題が登場しておりますし、他会の会報でも楽しくコンペを開催した様子が掲載されております。

会員の皆様におかれましては業務にお忙しいことと思いますが、時には仕事以外の交流も必要かと思い、ゴルフコンペを企画しました。好評であれば定期的に開催することも考えておりますので、腕自慢の方も、運動不足解消目的の方も、ご参加下さいますようご案内致します。

１．開催日時　平成 23 年　3 月 29 日（火）8 時（現地集合）
２．開催場所　宇都宮ロイヤルゴルフ倶楽部（栃木県宇都宮市横山町 1304）
３．参加費用　9,500 円（プレー代、昼食代、パーティー代、賞品代込み）
４．競技方法　1 ラウンド・新ペリア方式（トリプルボギーカット、上限ハンデ 36）
５．申込方法　事務局・大塚宛に電話でお申し込み下さい（3 月 10 日締め切り）。
（事務局電話番号：028－635－1411）（組合せ等は参加者に後日連絡致します）

総務部よりお知らせ

～平成 23 年度　役員改選について～

平成２３年度の定期総会では役員の改選が行われます。

次期の役員は平成２２年１２月５日の理事会で改正された「役員選任規則」（会員向け別紙参照）に則り、選任致します。以下に選任の流れと前回改選時との対比を記載致します。

【選任の流れ】

1. 総会前日まで

(1)総会で選考、選出をするにあたり、下記の役員候補者を各支部から推薦してもらう。

①理事　　(H23.4.1 現在の会員数に比例して各支部に案分した人数)

②監事　　（支部持ち回りで３名。２３年度は足利・小山・那須の各１名）

③綱紀委員　　（宇都宮支部２名、他支部各１名）

(2)総会の議事運営に携わる委員等を各支部から推薦してもらう。

①議長　　（支部持ち回りで２名。２３年度は那須・日光支部各１名）

②書記　　（支部持ち回りで２名。２３年度は宇都宮・鹿沼支部各１名）

③議事録署名人　（支部持ち回りで２名。２３年度は宇都宮・足利支部各１名）

④選考委員　　総会の場で理事、監事、綱紀委員を選考することが職務。
（宇都宮支部２名、その他の支部各１名）

2. 総会当日（5/17(火)）の流れ

(1)会員による選考委員の承認

各支部から推薦された選考委員について、総会で承認を得る。

(2)選考委員で組織する選考委員会で、支部の推薦者から理事･綱紀委員･監事を選考

※ここで選考された理事を、**執行役員**という。

(3)執行役員による会長の互選

互選の流れ→ア）立候補者が１名の場合、その方を会長に選任

イ）立候補者が複数の場合、執行役員の多数決により選任

ウ）立候補者がいない場合、執行役員の合議により選任

(4)各ブロックに属する執行役員による副会長の互選

(3)項で選任された会長が属するブロックは１名減ずる

(5)役員（会長・副会長・理事・綱紀委員・監事）について総会で承認を得る。

【前回改選時との対比表】

役職	平成２１年度	平成２３年度
会　長	会員による投票	執行役員による互選　※1）
副会長	県北(那須･塩那･日光･鹿沼)、県央(宇都宮･芳賀)、県南(足利･佐野･栃木･小山)各地域から１名をその地域の執行役員による互選で選出。また執行役員の中から会長が２名以内を指名。	第１ブロック(那須･塩那)１名、第２ブロック(宇都宮)２名、第３ブロック(栃木･小山･芳賀･日光･鹿沼)２名、第４ブロック(足利･佐野)１名をその地域の執行役員による互選で選出。(但し、会長の属するブロックは１名を減ずる)
理　事	支部から推薦された会員を選考委員会で選考	
綱紀委員	支部から推薦された会員を選考委員会で選考	
監　事	支部から推薦された会員を選考委員会で選考	

※１）執行役員とは、理事として支部推薦を受け、選考委員会で選考された者をいう。

研修詳細

行政書士基礎講座　第１０回

業務研修部主催

○ 開催日時
　平成 23 年 2 月 15 日（火）13：30～
○ 開催場所
　栃木県行政書士会会館２階
○ 研修項目および講師
　「はじめての建設業」（行政書士　岸　清美）

研修詳細

不動産・商業登記オンライン閲覧・出力研修会

ＩＣＴ特別委員会主催

○ 開催日時
　平成 23 年 2 月 18 日（金）13：30～
○ 開催場所
　栃木県行政書士会会館２階
○ 研修項目および講師
（１）登記情報提供サービスを利用するための環境設定として
　　Ｊava(JRE・JAI)のパソコンへのインストール手順や動作確認。
（２）当サービスの一時利用する方法及び個人利用登録・ID 取得による
　　簡単スピーディーなインターネット確認方法。
　＊主に、不動産・商業登記情報を取得し利用する業務に携わり、まだ
　　当サービスを利用されていない方を対象とした研修になります。
講師：行政書士　山本　護

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編２（全６回）

業務開発部主催

○開催日時
　平成 23 年 2 月 24 日（木）13：30～17：00
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　実践編①の回と同様、ケースメソッド型の家族紛争事件論点抽出訓練をします。行政書士業務の通常の法律相談にも役立つのでぜひご参加下さい。予定範囲は、第２部各論 第５章離婚(P85)～第８章非嫡出子の最後（P167）までです。
○講　　師
　専門業務指導員　行政書士　久我　臣仁
○テキスト
「実務家族法講義」(H18 年発行)　※未購入の方はお申し込みください。
　　4,725 円（税込み）

研修詳細

平成22年度　栃木県と共催の研修会　　総務部主催

「行政書士業務の範囲について」

○開催日時
　平成23年2月25日（金）13：30～15：30
○開催場所
　栃木県教育会館　小ホール
○演題および講師
　「行政書士業務の範囲について」（日本行政書士会連合会理事　　中津川 彰　弁護士）

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成　　補講　　業務開発部主催

○開催日時
　平成23年2月26日（土）10：00～17：00
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○対象者
　ADR調停人養成講座　基礎編全4回、中級編全3回、計7回の講座のうち1度だけ不参加だった方が対象です。
○講師
　土方美代（栃木会）
○申込注意事項
　補講希望回NOの欄には基礎編第○回もしくは中級編第○回と記入下さい。

募　集　　研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	補講希望回NO
2／15	行政書士基礎講座　第10回 「はじめての建設業」	無料	2/8		—	—
2／18	不動産・商業登記オンライン閲覧・出力研修会	500	2/15		—	—
2／24	ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修実践編2	無料	2/17			—
2／25	県との研修会 「行政書士業務の範囲について」	無料	1/31		—	—
2／26	ＡＤＲ調停人養成　補講	無料	2/21		—	

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 22 年 12 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇都宮 宇賀神英巳	H22. 12. 1	321-0983	宇都宮市御幸本町 4639-31	028-689-1386	
	宇都宮 舩山　芳夫	H22. 12. 15	321-0132	宇都宮市雀の宮 5-2-19	028-654-1214	
	栃　木 海老沼　豊	H22. 12. 15	321-0223	下都賀郡壬生町元町 15 番 43-19 号	0282-83-0314	

【退　会】星野吉会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	星野　吉	H22. 10. 4	死　亡	佐　野	清和純一	H22. 12. 31	廃　業
宇都宮	佐藤道大	H22. 12. 15	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇 都 宮	嶋崎チイ子	事 務 所 Ｔ Ｅ Ｌ	宇都宮市西一の沢町 6-20 028-678-8361
宇 都 宮	田代　昌宏	事 務 所 Ｔ Ｅ Ｌ	宇都宮市西一の沢町 6-20 028-678-8364
宇 都 宮	前澤　眞一	事 務 所 Ｔ Ｅ Ｌ	宇都宮市鶴田 1-22-22 028-648-1223

「登録事前相談会」開催のお知らせ

総務部では、行政書士試験合格発表後の問い合わせが多くなる時期に、入会を考えている方対象の事前相談会を開催いたします。

会員の皆様宛に「行政書士登録（開業）を考えている方」からお問い合わせがありましたら、登録事前相談会をご案内くださると幸いです。

～「登録事前相談会」～

日時：３月２４日(木)午前 10 時～

場所：栃木県行政書士会館　会議室

※お問い合わせは、事務局(TEL028-635-1411)まで。

編集後記

新年おめでとうございます

ことしは「うさぎ」年、ホップ・ステップ・ジャァーンプ！と行きたいところですが、今まで跳んだことがないので、この一年もヨタヨタと進むのが精一杯です。うさぎ年ではなくカメ年になれば上々。のろのろ、ヨタヨタでスタート！　（広報部　山本昭子）

行政とちぎ１月号 №409

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2011.1
平成23年1月15日発行　第409号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

振り込め詐欺に関する不安や疑問、相談は「警察安全相談電話 ＃9110」まで

栃木県警察本部・栃木県防犯協会

画像データ提供：(株)大塚カラー（鹿沼市深津中台原854-5）

行政書士は困った時の相談相手

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター　028-638-0919（丸くいく）

電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん